

社会を 明るくする運動

毎年7月は

「社会を明るくする運動」

強調月間です

「社会を明るくする運動」

は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主催の全国的な運動で、今年で第54回目を迎えます。

「ふれあいと 対話が築く 明るい社会」を統一標語として、いろいろな行事が各地で展開されます。

本町においても、宮之城町保護司会・更生保護婦人会が中心となり「社会を明るくする運動」の街頭キャンペーンを7月3日に計画しています。犯罪や非行のない明るい町づくりになさまのご協力を願います。

○お問い合わせ先
保健福祉課福祉係

☎53-1111 内線123

許可が必要です!!

公道に埋設物(水道管・排水管など)や施設(電柱類・電線類など)を設けて継続して道路を使用する場合は、設置する前に申請書を提出して道路占用等の許可を受けてから工事を行ってください。

また、屋外に看板などの広告物を表示する場合も条件に応じて許可が必要となります。

○お問い合わせ

建設課維持管理係 ☎53-1111 内線252

経営安定特別相談室

商工業者の経営危機を回避し倒産を未然に防止するため、鹿児島県商工会連合会は、国の特別事業にかかる「経営安定特別相談室」を設置しています。

この相談室では、弁護士、中小企業診断士、公認会計士、税理士などの専門家が無料で指導や助言を行っています。ご相談の申し込み、相談内容は秘密厳守されます。

経営が不振に陥る心配があるなら、早期に適切な手を打

つことが重要なポイントです。ためらわず、できるだけ早くにご相談ください。

○お問い合わせ先

・宮之城商工会

☎53-1141

・鹿児島県商工会連合会

☎099-226-3773

国民健康保険税

国民健康保険税には、被保険者の所得内容により、税額のうち均等割と平等割を2割軽減する制度があります。

この2割軽減は申請制度で、7月が申請の時期となっています。

この軽減制度の内容については、世帯の合計所得が、

○1人世帯の場合 68万円

○2人世帯の場合 103万円

○3人世帯の場合 138万円

以下が該当になります。

該当すると思われる方は、

7月1日から7月15日までの期間内に申請してください。

○お問い合わせ先
税務課町民税係

☎53-1111 内線161

かぐや姫募集

竹のふるさとみやんじよ夏まつり実行委員会では「第22代かぐや姫」を募集します。

本町の観光大使としてPRにがんばる人、あなたの身近にいる「かぐや姫」をご紹介します。

○町内に居住又は勤務する女性。年齢、自薦他薦は問いません。

○銀行やJA、役場窓口募集箱を設置します。

○お問い合わせ先

宮之城商工会

☎53-1141

商工観光課

☎53-1111 内線272

期日前投票制度

従来の不在者投票制度に変わって、昨年12月から「期日前投票制度」が施行されました。この制度は、選挙期日前であっても、選挙期日(投票日)における投票と同じように投票用紙を直接投票箱に入れることができます。

対象となるのは、投票日に仕事や何らかの用務などのため投票できない人で、公示(告示)日の翌日から投票日の前日までに期日前投票ができます。

本町では、7月に予定されている参議院議員選挙及び鹿児島県知事選挙からこの制度が適用されます。

なお、投票時間は午前8時30分から午後8時までで、役場別館前「期日前投票所」で投票できます。

5月分工事発注状況 (1千万円以上)

工 事 名	場 所	金 額	工事者名
平成16年度屋地佐志線道路改良工事(1工区)	田 原	37,695千円	株末吉土木
平成16年度準用河川東谷川改修工事(1工区)	屋 地	19,740千円	橋口建設株
平成16年度準用河川東谷川改修工事(2工区)	屋 地	16,380千円	株鶴田建設